

釧路市G I G Aスクールサポーター配置業務委託 要求水準書

1 業務名

釧路市G I G Aスクールサポーター配置業務委託

2 事業目的

本事業は、児童生徒1人1台の学習用端末の円滑な導入及びこれらの端末を含む学校現場におけるICTを活用した授業の展開に対して、専門的な知識及び経験を有する事業者から広く提案を求め、学校現場への支援を行う人員を配置することによりG I G Aスクール構想をより効果的に進めていくことを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和3年9月30日まで

※本プロポーザルが、繰越明許費補正議決前の準備行為として実施するものであり、議会において否決があったときは、本プロポーザルについての実施の効力を失う場合があり得るものとする。

4 企画提案上限額

24,140,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

5 学校概要

(1) 学校数

小学校 25校

中学校 14校

義務教育学校 1校（令和3年4月1日開校）

(2) 児童生徒数

小学校 6,771人

中学校 3,684人

(3) 教職員数

小学校 532人

中学校 311人

※（1）は令和3年4月現在、（2）（3）は令和2年5月現在

6 整備状況

釧路市におけるG I G Aスクール構想の各種整備状況については、市内全校の高速大

容量の通信ネットワーク環境整備及び児童生徒 1 人 1 台の Chromebook 端末の導入を年度末までに完了する予定である。併せて、学習支援ソフトとしてロイロノートを導入するほか、ドリル教材ソフトも導入を進めている。

7 業務内容

プロポーザルの提案には、次の（１）から（５）までの項目を組み込むこととする。

また、（１）から（５）の項目を直接的に満たせない場合は、代替案について提案することを認める。（６）で独自の事業がある場合は別途提案すること。

（１）学校訪問等による支援業務

- ・教員及び児童生徒の操作方法の支援など現地での授業サポート
- ・遠隔授業実施時のサポート

（２）ヘルプデスクの開設

- ・Chromebook 端末の操作方法や G Suite for Education に関する、教職員の問合せに対して電話やメールでのサポートを行うこと。
- ・対応時間は午前 9 時から午後 5 時までを基本に、学校の勤務時間を想定したものとすること。

（３）教員研修業務

- ・G I G A スクールサポーターが中心的に研修を企画実施することとし、教職員が Chromebook を授業等で使用できる技術や知識を習得できる内容とすること。
- ・市教育委員会の研修施設である釧路教育研究センターでの集合研修、または各校で行う校内研修の形式で提案すること。

（４）各種マニュアル作成

- ・児童生徒向けの端末利用ルール及び基本操作マニュアルの案を作成すること。
- ・家庭への持ち帰り学習時の運用ルールの案を作成すること。
- ・（３）教員研修業務で使用した研修資料を教員用マニュアルとして提供すること。

（５）報告書作成業務

- ・毎月の業務完了状況について実施報告書を提出すること。

< 報告書内容例 >

学校訪問日、学校名、支援内容

研修実施日、研修種類、学校名、受講人数

教職員からの質問、回答について

（６）その他

- ・上記以外で、G I G A スクール構想を推進する上で必要なサポートを行うこと。

8 G I G A スクールサポーターの要件

- （１）次の要件のいずれかに該当する人材であること。

- ・「7 業務内容」を履行できる人材であること。
 - ・ICT機器（特にChromebook）の運用管理、活用に関する知識、経験を有する人材である事。
 - ・各種アプリケーション（特にG suite for Education）に関する知識、技術を有する人材であること。
 - ・ヘルプデスク業務等のITサポート業務での実務経験を有する人材であること。
- (2) 次の要件を満たす資質をもつ人材であること
- ・情報収集に意欲的に取り組むとともに、積極的に教員等と情報共有を図ることができる人材であること。
 - ・市教育委員会及び学校が目指す教育方針に理解を示し、学校運営や活動を支援しようとする意欲を持ち、教育現場の特性に応じた礼儀やマナー等を遵守できる人材であること。
 - ・学校現場の特性を理解するとともに、言葉使いや身なりに注意を払いながら、教員等と適切なコミュニケーションが図れる人材であること。

9 GIGAスクールサポーターとして望ましい資格など

- (1) 他自治体においてGIGAスクールサポーターとしての経験又は教育現場に対するICTの支援の経験があること。
- (2) ICT支援員能力認定資格又は教育情報化コーディネータ3級以上を所持していること。
- (3) Google 認定教育者レベル1または同資格取得予定者、もしくは類似資格を所持していること。

10 GIGAスクールサポーターの体制

(1) 社内での体制

受託期間中は、受託業務全般を把握し、市教育委員会との連絡調整やサポーターへの支援・指導を行う担当者を社内に配置すること。

(2) 現地での体制

「8 GIGAスクールサポーターの要件」に該当する人員を以下の体制で配置することとする。ただし、人数については想定であるため、「7 業務内容」を履行できる人数の提案をすること。

- ・業務責任者 1名

本業務の統括者として管理監督を行い、受託者との連絡調整業務及び業務結果の報告を担当する者。

- ・業務担当者 2名

1.1 GIGAスクールサポーターの学校訪問回数・期間等

- (1) GIGAスクールサポーターの訪問可能期間は、契約締結日から令和3年9月30日までとし、訪問日は特別な場合を除き、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日又はこれに相当する日及び年末年始等の休日を除く、月・火・水・木・金曜日とする。
- (2) 訪問可能期間内において、1校あたりで3回程度の訪問を実施し、「7 業務内容」のうち学校で実施する業務を行うものとする。ただし、訪問回数については想定であるため、「7 業務内容」を履行できる訪問回数の提案をすること。
- (3) 訪問時間は12時15分から16時45分までの間とする。
- (4) 訪問日は対象校と調整すること。

1.2 教育委員会への月例報告及び業務内容遂行に係る打ち合わせについて

- (1) 業務責任者は最低月に1回、市教育委員会担当者へ業務実績報告を行うこと。
- (2) 業務責任者は、市教育委員会担当者と必要に応じて打ち合わせの場をもち、市教育委員会からの指示を受けること。

1.3 成果物の納品

本業務委託終了までに、以下の書類を紙媒体もしくは電子データファイルにて釧路市教育委員会へ提出すること。

- (1) 本市向けに作成若しくは提供児童生徒及び教員向けの使用マニュアル
- (2) 上記の他、受託者が本業務を実施するにあたり作成した資料又は完成した書類等の内、釧路市教育委員会が必要と認めたもの。

1.4 成果物納入場所

釧路市教育委員会学校教育部総務課総務担当

1.5 経費等

- (1) 本事業に要する費用は、全て提案価格に含むこと。
- (2) 使用する端末など、サポーターが本業務を遂行する上で必要な機材や経費は受託者が負担すること。
- (3) 配置先や訪問先へ移動する際に車両等を用いる場合など、サポーターの移動に関する経費は受託者が負担すること。また、移動の際に事故等があった場合は、受託者の責任において一切の処理を行うこと。なお、本業務の従事中に事故等が発生した場合は直ちに市教育委員会に報告すること。
- (4) 受託者の瑕疵により、教育委員会及び学校のICT機器等に故障等の損害を与えた場合は、受託者が当該機器の修繕等に係る経費を負担すること。

1.6 留意事項

- (1) 市教育委員会は、配置されたサポーターが次のいずれかに該当し資質に欠けると判断した場合は、事業者に対し当該サポーターに対する指導又は交代を求めることができる。この場合、受託者は当該サポーターに対して速やかに指導を行うとともに、指導しても改善の見込みがない場合は交代の措置を行うなど、最大限の対応を行うものとする。
 - ①法令等に違反した場合
 - ②専門的知見が不足しており、「8 GIGAスクールサポーターの要件」に適合しないと判断される場合
 - ③サポーターとして相応しくない行為があった場合
 - ④勤務態度が不良で改善の見込みがないと認められる場合
 - ⑤配置時に書類に記載された事項に虚偽が認められた場合
- (2) 受託者は随時、業務の進捗状況について当市に報告することとし、都度、協議確認を取りながら業務を進めるものとする。
- (3) 本事業に係る成果物の著作権（撮影した画像、記事など全ての使用权を含む。当市による自由な加工・二次使用ができることを要件とする）は、成果物が引き渡された時点で当委員会に帰属するものとする。
- (4) 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本件業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 業務履行にあたり疑義が生じた場合や本水準書に定めのない事項については、双方協議の上決定することとする。